

中高年世代活躍応援プロジェクト「ふくしま協議会」設置要領

1 趣 旨

いわゆる就職氷河期世代の方々への対応については、「経済財政運営と改革の基本方針 2019」（令和元年 6 月 21 日閣議決定。以下「骨太の方針 2019」という。）に盛り込まれた「就職氷河期世代支援プログラム」の下、福島県においては、令和 2 年 7 月より福島労働局、福島県をはじめ、関係行政機関、(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構、県内の経済団体、労働団体、支援機関等を構成員とする「就職氷河期世代活躍支援ふくしまプラットフォーム」（以下「ふくしま P F」という。）を設置し、官民が協働して就職氷河期世代の支援に県全体で取り組む気運を醸成するとともに、支援策の取りまとめ、進捗管理等を統括し、令和 6 年度までの約 5 年間の集中支援に取り組んできたところである。

今般、「経済財政運営と改革の基本方針 2024」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定。以下「骨太の方針 2024」という。）において、令和 7 年度以降「この世代の支援は、中高年層に向けた施策を通じて、相談、リ・スキリングから就職、定着までを切れ目なく効果的に支援する」とされたことから、ふくしま P F においても本方針に沿って、就職氷河期世代を含む不安定な就労を繰り返し就職に支援が必要な中高年世代（以下「中高年世代」という。）を対象を拡大した上で、引き続き安定就労の実現と活躍の場を拓けるための支援に取り組んでいくこととし、これに伴い、ふくしま P F については「中高年世代活躍応援プロジェクトふくしま協議会」（以下「ふくしま協議会」という。）と名称を改めることとする。

ふくしま協議会においては、様々な立場の構成員が中高年世代への支援に係る課題やニーズについての認識を共有し、今後の支援策等について意見交換をすることを通じて、地域社会の関心を高めるとともに、この世代の中には 配慮すべき様々な事情を抱える方がおられること等を踏まえ、画一的ではなく、地域の創意工夫も活かし、一人一人の事情や地域の実情に即した支援メニューを構築し、積極的に届けていくこととする。

2 構成員

別紙のとおりとする。

3 各構成員役割

(1) 行政側

①福島労働局（職業安定部）

- ・ ふくしま協議会取りまとめ事務局（主担当）
- ・ 事業実施計画の策定とりまとめ（主担当）
- ・ 実施事業の進捗管理（主担当）
- ・ 各種支援策の周知、広報
- ・ 地域プラットフォーム（以下「地域 P F」という。）との連絡調整

②福島県（商工労働部）

- ・ ふくしま協議会取りまとめ事務局（副担当）
- ・ 事業実施計画の策定とりまとめ（副担当）
- ・ 実施事業の進捗管理（副担当）
- ・ 各種支援策の周知、広報

③福島県（保健福祉部）

- ・ 社会参加に向けた支援を必要とする者や孤独・孤立に関する実態、支援ニーズの把握の検討
- ・ 地域P F の支援策好事例の把握と展開
- ・ 各種支援策の周知、広報

④就労支援機関（ハローワーク、機構、県の就労支援施設等）

- ・ 専門窓口（チーム）等による就職支援
- ・ 企業説明会、面接会の開催
- ・ 企業に対する処遇改善の働きかけ
- ・ 個別求人開拓（限定・歓迎求人等の確保）
- ・ 職業訓練の実施
- ・ ふくしま協議会とりまとめ事務局への政策提案
- ・ 各種支援策の周知、広報

（２）他の行政機関、経済団体、労働団体等

- ・ 中高年世代を対象とした求人募集、処遇改善等の企業への働きかけ
- ・ 採用後のフォローアップ支援の充実（正社員化など）
- ・ 行政支援策等の周知
- ・ ふくしま協議会取りまとめ事務局への政策提案

4 取組事項

次の事項について協議を行い、各構成員における取組を促進することとする。

（１）支援対象者の把握

地域ごとに支援の対象となる以下の３類型の者に係る実態や支援ニーズの把握について、その手法等を検討する。

① 不安定な就労状態にある者（概ね 35 歳～59 歳）

- ・ 正規雇用を希望しながら非正規雇用で働いている者
- ・ 前職が非正規雇用で、正規雇用を希望する完全失業者

② 長期にわたり無業の状態にある者

- ・ 就業も求職活動も行っていない者のうち、家事も通学もしておらず、就業を希望している者

③ 社会参加に向けた支援を必要とする者（ひきこもり等）

- ・ ひきこもりの状態にある者など、就労支援だけでなく、福祉的な支援を必要としている者

（２）ＫＰＩ（重要業績評価指標）の設定及び事業実施計画の策定

- ①適切なものを検討の上、設定する。
- ②ＫＰＩの達成に資する、事業実施計画を策定する。
- ③計画に基づく実施事業の進捗管理を行う。

詳細については厚生労働省により示される参考値等を踏まえ、策定する。

なお、計画期間の途中の段階で、到達すべき目安を設定し進捗管理を行う。

支援プランは、就職の実現だけではなく、多様な社会参加の実現を目指すものとし、「(1) 支援対象者の把握」に示す３類型のうち、社会参加に向けた支援を必要とする者については、個々人の状況に応じて息の長い継続的な支援を行う必要があることに留意し、地域ＰＦの多様な社会参加の実現に向けた取組を支援する。

（３）気運醸成及び行政支援策の周知

不安定な就労状態等にある中高年世代の活躍を社会全体で支援できるよう、福島県内の各界が一体となって気運を醸成し、積極的な採用・処遇改善や社会参加への支援に結びつくような土壌を創る。

また、中高年世代本人及びその家族等に対して各種支援策の周知を図る。

（４）地域ＰＦとの連携

地域ＰＦの事務局を所管する部局と連絡調整を図り、地域ＰＦとの情報共有と広域的課題の対応を行う。例えば、

- ・ 県レベルの経済団体への対応依頼（福祉からの受入先の開拓、雇用にあたっての必要な配慮）
- ・ 経済団体、他の地域等とのつながり作りの支援
- ・ 県域を超えた自治体間の広域的な取組の支援

等の要請に対応するとともに、地域ＰＦの好事例の周知等、必要な情報提供を行う。

５ ふくしま協議会の会議運営

（１）上記の協議を行うため、原則として年２回以上協議の場を設けることとするが、この他、必要に応じて開催することができるものとする。

（２）ふくしま協議会に座長を置き、福島労働局職業安定部長をもって充てる。

なお、座長は会務を総理し、会議の議事を運営する。

６ 秘密の保持

ふくしま協議会の構成員及び協議の場に参加した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

附則

就職氷河期世代活躍支援「ふくしまプラットフォーム」設置要領（令和２年７月１０日施行）を本設置要領に改め、令和７年７月２２日から施行する。

中高年世代活躍応援プロジェクトふくしま協議会 構成員団体

区 分	機関・団体名
経 済 団 体	福島県経営者協会連合会
	福島県商工会議所連合会
	福島県中小企業団体中央会
	福島県商工会連合会
	福島県中小企業家同友会
	株式会社 東邦銀行
労 働 団 体	日本労働組合総連合会福島県連合会
支援・業界団体	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 福島支部
	福島県北・相双地域若者サポートステーション (特定非営利活動法人ビーンズふくしま)
	福島県ひきこもり相談支援センター (特定非営利活動法人こおりやま子ども若者ネットワーク)
	社会福祉法人 福島県社会福祉協議会
	一般社団法人 福島県建設業協会
	公益社団法人 福島県トラック協会
	一般社団法人 福島県警備業協会
	公益財団法人 介護労働安定センター 福島支部
	公益社団法人 福島相双復興推進機構
行 政 機 関	東北経済産業局 地域経済課 産業人材政策室
	福島労働局
	福島県